

遼金時代の虜軍に就いて

一 箭内學士の「遼金時代の所謂虜軍に就いて」を讀む

史學雜誌第二十六編第七號に於て箭内學士は遼金時代に所謂虜軍に就きて其の蘊蓄を披瀝せられたり、兩朝の間虜軍なるものゝ存在せしことは史書の載するところなれども、其の明快なる解釋に至りては未だ殆んど之を試みたるものあらず、學士の此の一篇は先づ「虜」字の音を考がへ、更に其の組織と任務とを論じたるものにして、博引旁證餘すなく、當代制度史上誠に金玉の文字なりとす、余は學士の所論によりて大に愚蒙を啓くを得しが、然も尙ほ一部疑義の釋然たらざるものあり、此の稿を草して重ねて學士の教を請はんとす。

學士は「虜」字の音義が字書に見えざるに拘はらず、獨り元史類編には「虜音冥、遼東君也、凡二十五部族」と注せりとし、而して此の説には確實なる根據あるべく、此の字の音義を定むる上に到底閑却すべからざるものなることを論述せられたり。遼史に初めて「虜」字の見えしより、其の字音を記載するものただ此の書のみなるは實に學士の説の如し、されど元史類編の著者邵遠平は果して「虜音冥」と記したりや、此の書は初め續弘簡録として行はれ、後に單行せらるゝに至りしことは、學士の既に解題せらるゝ所の如し、されば此の書に就いて云爲せんとせば、先づ續弘簡録に據るを以て順序とせざる可らず、然るに同書太祖九年の條に於る虜字の注解には「虜音沓、遼